

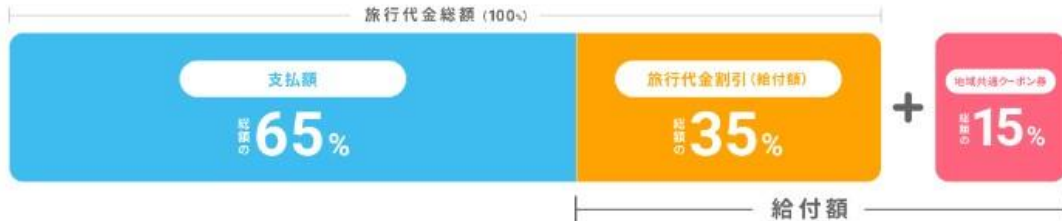


～ 一般消費者に商品・サービスを提供する事業所の皆様へ ～

## Go to トラベル 地域共通クーポン取扱店登録のご案内

### ◆Go to トラベル事業とは？

国土交通省管轄の観光事業施策で、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の **35%相当を旅行代金の割引に、15%相当を「地域共通クーポン」として消費者に付与される事業**です。



### ▶地域共通クーポンとは？

旅行代金(宿泊代+乗車券代+航空券代等)の15%相当額が、額面1,000円単位のクーポン(金券)として旅行者に付与されるものです。

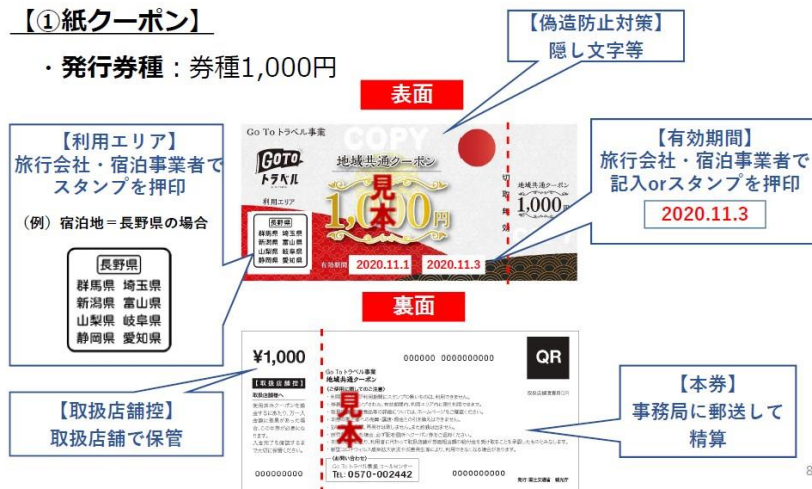
- ・旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って使用可能です
- ・クーポンは取扱登録店のみで使用可能です ※取扱店登録をしないとクーポンの換金ができません
- ・飲食店の登録は、「Go To EATキャンペーン事業」への登録が必須です
- ・クーポンの取扱店は、旅行中における地域での消費喚起のため、幅広い業種・業態を対象とします
- ・クーポンの形態は紙クーポンと電子クーポンがあります
- ・消費者へのクーポン発行は旅行業者、宿泊施設、Go To トラベル事務局が行います
- ・クーポンの付与は一人一泊あたり6,000円が上限です (日帰り旅行は3,000円が上限)

旅行・宿泊商品の購入先	発行形態	旅行者に配布する主体	
① 旅行業者等	店頭販売	旅行業者等	
	WEB販売等	紙	宿泊施設 (宿泊施設の了承が必要)
		電子	事務局
② 宿泊施設	紙	宿泊施設	

クーポンの発行形態

### 【①紙クーポン】

・発行券種：券種1,000円



紙クーポンのイメージ

【②電子クーポン】 ・発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円



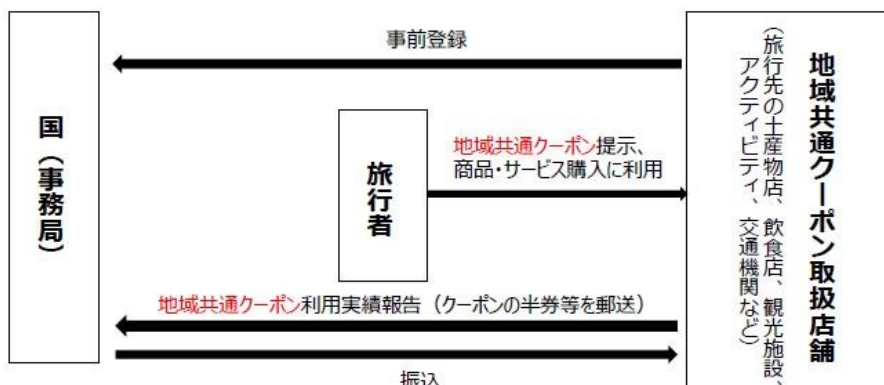
電子クーポンのイメージ

▶地域共通クーポン利用が想定される場面

- ①愛知県(豊橋)に宿泊し、クーポンの付与を受けた旅行者・出張者が、市内の様々な登録店舗で利用
- ②愛知県隣接県(静岡県、長野県、岐阜県、三重県)への旅行でクーポンの付与を受けた旅行者が、豊橋に立ち寄った際、市内の様々な登録店舗で利用  
(飲食店、土産店、観光施設、体験型サービス、鉄道、レンタカー、タクシー、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド 等)
- ③豊橋市民が上記愛知県隣接県に旅行・出張へ行き、そこで付与されたクーポンを、豊橋に戻った日に、市内の様々な登録店舗で利用 (旅行日に限る)  
(飲食店、食品スーパー、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、雑貨店、アパレル店、家電店、理美容店 他、多様な業種、業態の登録店舗で利用が想定されます)

▶取扱店登録～地域共通クーポン換金までの流れ

- ①Go Toトラベル事務局に取扱店登録を申請する(web 申請、郵送申請 どちらでも可)  
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/> ※9/8 から申請受付が開始されています
- ②申請が認証されると、取扱店ステッカー、電子クーポン用 QR コード等各種グッズが届く  
～取扱店登録完了～ ※飲食店は Go To EAT キャンペーン事業の登録も必須
- ③会計時、お客様から地域共通クーポン使用の意思表示
- ④商品、サービスが地域共通クーポンの利用対象か確認(金券、換金性が高い商品等は対象外)
- ⑤地域共通クーポンの偽造等や、利用可能都道府県、有効期限を確認
- ⑥利用者から地域共通クーポンを受け取り、商品等を受け渡す(お釣りは出せません)  
※電子クーポンの場合は利用者のスマホ画面を確認
- ⑦地域共通クーポンがある程度貯まったら、利用された地域共通クーポンの半券をまとめ、必要書類とともに事務局へ送付 ※電子クーポンは自動で換金手続きがされます
- ⑧後日、登録口座へ地域共通クーポン相当額が入金される



↑詳しくは・・・  
Go to トラベル HP